

台湾の外交関係断絶国との実務関係 —1950年初頭の英国との例を中心に—

竹茂 敦

はじめに

- 第1節 中華人民共和国政府の成立と各国による承認
 - 第2節 英国政府の中国政府承認の動き
 - 第3節 中国政府承認国に対する方針の策定
 - 第4節 英国との領事関係の継続と在英領実務機関の設置
- おわりに

(要約)

本稿は、国府と英国政府の外交関係断絶過程を検証することを通じて、1970年代以降の実務関係に比べてほとんど研究蓄積が進んでいない、1950年代における国府と外交関係断絶国の実務関係について考察を試みたものである。国府は、英国の中国政府承認の動きと前後して、共産諸国を除く外交関係断絶国との通商・交通関係を可能な限り維持していくとの方針を策定する。その背景には、直接的には英植民地・香港との関係断絶に対する懸念があり、また英国だけでなく、近い将来における米国といった経済的に密接な国々との断絶に対する危機感があった。外交関係断絶後も英国との間で領事関係が継続され淡水の英国領事館も存続するが、これは英国側の提案に基づくものだった。これに対し国府は当初英領内の領事館を存続させることを企図していたが、英国政府がこれを認めなかったため、その代替としてロンドンや香港に非公式・非公開の「代表機関」「連絡員」を設置することを求めたのである。

はじめに

国共内戦での敗北が決定的となった国民党は、1949年12月8日、自らが擁する中華民国政府¹(以下、国府と表記する)とともに台北に移転した。しかし、これに先立つ10月1日、中華人民共和国政府(以下、中国政府と表記する)の成立が北京で宣言され、人民解放軍による「台湾解放」はすでに時間の問題とみなされるようになっていた。また国際的には、ソ連(10月2日)、ブルガリア(同3日)などの共産諸国が次々と中国政府の承認を表明するとともに、ビルマ(12月16日)、インド(同30日)を皮切りに、年明け以降、英国(1950年1月6日)、ノルウェー(同7日)といった非共産諸国の承認も相次いだ。さらに最大の後ろ盾である米国も、中国政府承認こそ控えていたもののトルーマン大統領が台湾海峡不介入を声明するなど、8月の国務省による『中国白書』の発表とあわせて、国府を見限ったような言動が見受けられていた。

このような状況の中、中国政府が諸外国との外交関係開設の条件として国府との外交関係断絶を提示していたことから、自らの側から中国政府承認国に対して外交関係断絶を突きつけるなど、国府は表面的には強硬な姿勢を取っていた。しかし、英国政府による中国政府承認の動きを契機として、英国との領事関係の継続や外交関係断絶国との通商・交通関係の維持といったことを模索し始めるのである。英国政府の中国政府承認は西側主要国の中で最初のものであったが、外交関係断絶後も英国と国府の間で通商関係や領事関係が維持されるとともに、事実上の外交機関に相当する機関が設置されるなど、国府が外交関係断絶国といわゆる実務関係を維持した最初の例

となった。

国府と英国政府の外交関係断絶についての従来の研究は、英国政府による中国政府承認という視点からのものが大半であり、国府と英国政府の外交関係断絶の過程そのものや断絶後の両者の実務関係について着目した研究は非常に少ない²。また、国府は1970年代初頭以降、外交関係の保有国数という点で国際的な孤立を深めた結果、外交関係を有さない国々と経済、文化、技術協力などの面での実務関係を維持・強化して国際的な生き残りをはかった。台湾外交史研究において、このような1970年代以降の実務関係については相当の研究蓄積があるが、上述のような1950年代の実務関係に関する研究はほとんど進んでいないのが現状である。そこで本稿では、1950年代の国府の外交関係断絶国との実務関係は1970年代以降の実務関係の“原型”なのだろうかとの問題意識を念頭に置きつつ、国府が英国との領事関係を継続したことや英国をはじめとする外交関係断絶国との通商・交通関係を維持したことの目的・背景に重点を置きながら、国府と英国政府の外交関係断絶過程を再検証していきたい³。

第1節 中華人民共和国政府の成立と各国による承認

遼瀋戦役をはじめとする三大戦役に敗退した結果、国府は1949年1月中旬までにはほぼ淮河以北の地を失い、1月21日、蒋介石は総統辞職を表明し「引退」に追い込まれた。副総統の李宗仁が代理総統に昇格し共産党との和平交渉を開始したが、国共両党の隔たりは大きく、4月20日、交渉は決裂。その翌日から人民解放軍が長江を渡河して南進を始めると、国府は首都・南京を放棄して広州へ、さらに重慶、成都を経て12月上旬には台北への移転を余儀なくされたのである。

国府の広州撤退に前後する1949年10月1日、中華人民共和国政府の成立が宣言された。翌2日、ソ連が真っ先に承認を表明し、ブルガリア、ルーマニアなどがこれに続き、11月末までにユーゴスラヴィアを除く共産諸国10カ国のとの間に外交関係が樹立された(表1参照)。

非共産諸国で最も早く中国政府承認を表明したのはビルマ政府(12月16日)であった。これにインド、英国、ノルウェーなどが続き、1950年1月末までに12カ国の非共産諸国が承認を表明した(表2参照)。米国国務省も、中華人民共和国政府成立直後こそ引き続き国府を承認することを表明したものの⁴、それに先立つ1949年8月にはいわゆる『中国白書』を発表して国府の腐敗と墮落を厳しく批判していた。また1950年1月5日、トルーマン(Harry S. Truman)大統領が「軍隊を使用してその現状に干渉するつもりはない」「合衆国を中国の国内紛争にまきこむことになるような道をたどることはない」と台湾海峡への不干渉・不介入を表明するとともに⁵、同12日にはアチソン(Dean G. Acheson)国務長官がその演説の中で米国の防衛線について「アリューシャン列島から日本へと延び、さらに沖縄諸島」に至り「沖縄諸島からフィリピン諸島に連なっている」と言及し、台湾(および韓国)が米国の西太平洋防衛ライン外であることを示唆した⁶。こうした米国の姿勢は、国際社会における、人民解放軍による「台湾解放」はもはや時間の問題であるとの見方をさらに強固なものとした。

中華人民共和国政府成立の前夜、国府と外交関係(または領事関係)を有する国は51ヶ国で

あった⁷。しかし、中国政府が諸外国に対して「国民党反動派」との外交関係断絶を自らとの外交関係開設の条件の1つとして提示していたことから⁸、外交関係保有国が中国政府承認を表明すると、国府はこれらの承認国に対して関係断絶を重ねたのである。

(表1) 共産諸国の中国政府承認と外交関係樹立の状況（1949年10月～1950年1月）

国名	各国政府の 中国政府承認表明	中国政府との 外交関係樹立	国府による 外交関係断絶
ソ連	1949/10/2	1949/10/3	1949/10/3
ブルガリア	1949/10/3	1949/10/4	—
ルーマニア	1949/10/3	1949/10/5	—
朝鮮民主主義人民共和国	1949/10/4	1949/10/6	—
ハンガリー	1949/10/4	1949/10/6	—
チェコスロヴァキア	1949/10/5	1949/10/6	1949/10/5
ポーランド	1949/10/5	1949/10/7	1949/10/5
ユーゴスラヴィア	1949/10/5	1955/1/10	—
モンゴル	1949/10/6	1949/10/16	—
ドイツ民主共和国	1949/10/27	1949/10/27	—
アルバニア	1949/11/21	1949/11/23	—
ベトナム民主共和国	1950/1/15	1950/1/18	—

出典：世界知識出版社編『中華人民共和国対外関係文件集』第1集（世界知識出版社・北京、1957年）、国立政治大学国際関係中心顧問委員会編『中共於国際双边關係中对台湾地位等問題的主張之研究』（国立政治大学国際関係中心・台北、1996年）、唐家璇主編『中国外交辞典』（世界知識出版社・北京、2000年）を参考に筆者作成。

第2節 英国政府の中国政府承認の動き

英国外務省内で中国共産党政権承認問題が検討され始めたのは1948年2月のことである⁹。その後中国情勢について検討が重ねられていたが、同年11月18日に南京のラム（L.H. Lamb）公使から「共産党による全中国支配はもはやまぬがれがたい」との報告を受け¹⁰、英外務省はこの結論を受け入れたのであった¹¹。これを受けて外相のベヴィン（Ernest Bevin）は中国共産党との「事実上の関係」の樹立に向けて努力していくべきであるとするメモランダムを作成し¹²、これが同年12月13日の閣議で了承された¹³。さらに「法律上の承認」については、その必要性は認めつつも目下の中国国内情勢では時期尚早であり、また米国やフランス、英連邦諸国といった友好国との協議も必要だとするメモランダムがベヴィンによって作成され、1949年3月4日、内閣に提出されたのである¹⁴。

こうした外務省・内閣での検討結果を受けて英国政府が中国共産党との関係構築に向けて採

た具体的な措置は、まず 1949 年 4 月の国府の広東移転（国府からの通告は 2 月）に際して、米国などの主要国と歩調を合わせて、スティーブンソン（Ralph Stevenson）駐中国大使を南京に残留させたことであった¹⁵。さらに 4 月 29 日、外務省スポークスマンが「現在の英国と国府の関係は影響を受けない」との条件付きながら、「中共当局との友好的な関係の樹立」を希望する旨を表明した。これは人民解放軍が長江渡河に成功し南進し始めたことを受けての措置だったが、英国政府が中国共産党との関係構築について対外的に言明した最初の例となった¹⁶。

国府はこのような英国政府の姿勢に対して 5 月以降警戒感を強めた¹⁷。しかし、英国政府の姿勢は、アメジスト号事件の発生により中国共産党との関係が悪化したにもかかわらず変化することなく、6 月 10 日には香港訪問中のアレキサンダー（Albert V. Alexander）海軍大臣が、「中国の人々との友好的な隣人関係」を確立した上で「中国の人々が選んだどのような政府とも可能な

(表 2) 非共産諸国の中国政府承認と外交関係樹立の状況 (1949 年 10 月～1950 年 4 月)

国名	各国政府の 中国政府承認表明	中国政府との 外交関係樹立	国府による 関係断絶(*1)
ビルマ	1949/12/16	1950/ 6/ 8	1949/12/17
インド	1949/12/30	1950/ 4/ 1	1949/12/31
パキスタン	1950/ 1/ 5	1951/ 5/21	—
英国	1950/ 1/ 6	1954/ 6/17(*2)	1950/ 1/ 6
スリランカ	1950/ 1/ 7	1957/ 2/ 7	1950/ 1/14(*3)
ノルウェー	1950/ 1/ 7	1954/10/ 5	1950/ 1/14
デンマーク	1950/ 1/ 9	1950/ 5/11	1950/ 1/14
イスラエル	1950/ 1/ 9	1992/ 1/24	—
アフガニスタン	1950/ 1/12	1955/ 1/20	1950/ 1/13
フィンランド	1950/ 1/13	1950/10/28	—
スウェーデン	1950/ 1/14	1950/ 5/ 9	1950/ 1/15
スイス	1950/ 1/17	1950/ 9/14	1950/ 1/20
オランダ	1950/ 3/27	1954/11/19(*4)	1950/ 3/28
インドネシア	1950/ 4/13	1950/ 4/13	—

*1 共産諸国やビルマに対しては「外交関係断絶」を明確に声明しているが、インド以降の非共産諸国に対しては「大使館の引き揚げ」「大使の召還」を声明するだけにとどめている（詳しくは第 3 節参照）。

*2 1954 年 6 月 17 日に代理大使の相互派遣で合意した後、1972 年 3 月 13 日に大使の相互派遣で合意。

*3 外交関係は開設されておらず、領事関係を断絶。

*4 1954 年 11 月 19 日に代理大使の相互派遣で合意した後、1972 年 5 月 18 日に大使の相互派遣で合意。

出典：表 1 に同じ。

限り友好的な関係」を維持していくことを英国は願っているとの声明を発表。婉曲的な表現とはいえ、英国政府高官が中国共産党政権との関係の構築について公式に言及したのは初めてのことであった¹⁸。

9月中旬に至り、英国政府による中国共産党政権承認が現実味を帯び始める。9月16日、顧維鈞駐米大使が、米英外相会談のためにワシントンを訪問していた旧友のベヴィン外相を訪ねて、外相会談の内容や中国政府承認問題に対する英国政府の意向などについて聞いた。ベヴィンは当初、英・米政府は中国情勢について依然として非常に流動的であるとの認識を抱いており、このため承認問題の結論はまだ出していないとの政府公式見解を提示するだけだった。しかし顧が辞去する間際に、内閣がすでに中国共産党政権の承認を決定しており、またその承認時期は自分に一任されていること、自分は広州陥落を承認実行の目安にしていることなどを明かしたのである¹⁹。

顧は、機密を漏らしたベヴィンの立場に配慮して、外交部および蒋介石に宛てた報告電報では英国政府がすでに承認を決定していることについて触れなかったものの、国府が広州を防衛できれば英・米政府の対国府政策に必ず良好な影響を及ぼすだろうとのベヴィンの言葉を強調し、広州防衛の重要性を訴えた²⁰。

この顧 - ベヴィン会談から約1ヵ月後の10月14日、広州は陥落した²¹。

10月1日に中華人民共和国政府の成立が宣言されると、翌日のソ連を筆頭にブルガリア、ルーマニアなど9カ国と、少し遅れて、新たに成立したドイツ民主共和国やアルバニアの2カ国がそれぞれ承認を表明し、中国政府は11月下旬までにこれらの共産諸国のうちユーゴスラヴィアを除いた10カ国と外交関係を樹立した（前掲表1参照）。

12月16日にはビルマが非共産国として初めて中国政府承認を表明。さらに同19日には、同30日に中国政府承認を行うとのインド政府からの通告とともに、インド政府筋の情報として英国政府も1月2日の中国政府承認を内定したとの報告が、羅家倫駐インド大使によって台北に移転した直後の外交部のもとにもたらされたのである²²。

非共産諸国で初の例となったビルマ政府の中国政府承認に衝撃を受け、英国政府・インド政府の承認も間近であることを察知した外交部は、とくに西欧諸国がこれに追随することを警戒して、同21日、各在外大使館に対して駐在国政府の中国政府承認を阻止するための働きかけを強めるよう指示を出す²³。また、反共の立場が一致しているなどとして、パキスタン²⁴や独立間近のインドネシア²⁵との外交関係樹立が模索され始める。

しかし、こうした外交部の対応もむなしく、12月28日にはスウェーデン政府²⁶から、さらに年が明けた1月5日にはノルウェー政府²⁷からそれぞれ英国政府と歩調を合わせて中国政府承認を行うとの通告を受けた上に、外交関係樹立を働きかけていたパキスタン政府も1月5日に中国政府承認を表明するに至る（前掲表2参照）。また、12月27日に正式に独立したインドネシア政府についても、国府側がすぐさま国家承認を表明し外交関係樹立交渉を申し入れたにもかかわらず、態度を保留される有様であった²⁸（結局、インドネシア政府は4月13日に中国政府承認を表明）。

第3節 中国政府承認国に対する方針の策定

英国やインドをはじめとする非共産諸国の地滑り的な中国政府承認の観測が強まる中、国府内部において外交関係を有する国が中国政府を承認した場合の対応が定められていく。ここでは主に行政院會議（以下、院会と表記する）において策定されたいくつかの方針を検証したい。

まず、外交関係保有国が中国政府承認を表明した際の対応方針が転換される。ソ連、チェコスロヴァキア、ポーランド、ビルマの4カ国が中国政府承認を表明した際は、国際法に則り「外交関係の断絶」を明確に声明していたことから²⁹、ビルマ承認以前の国府が中国政府承認国に対する無条件の外交関係断絶を方針としていたことがうかがえる。しかし、インド以降の中国政府承認国（共産諸国を除く）に対しては、その承認を強く批判しながらも「外交関係の断絶」は明示せず、原則として「大使館の引き揚げ」「大使の召還」を声明するだけにとどめるようになる³⁰。これは、将来、反共的・民主的な中国政府承認国は国内状況や国際情勢の変化によって国府に対する態度が変化する可能性があるとして、外交関係回復の余地を残すことを目的とした措置であった³¹。

また、12月21日に開催された第105回院会において、経済的な必要性を考慮した上で、中国政府を承認した国とも可能な限り通商関係を維持するとの方針が決定される³²。この決定は葉公超外交部長の提案に基づくものだったが、背景には、英国との外交関係断絶に伴う各種条約の失効により、通商・交通面で台湾と密接だった香港との関係断絶が懸念されていたことがあった³³。

1950年の統計によれば、台湾の輸入総額に占める香港からの輸入額の割合は4.8%の第5位で、第1位の日本³⁴（31.8%）や第2位の米国（18.6%）などと比べてかなりのひらきがあったものの（表3参照）、台湾の輸出総額に占める対香港輸出額の割合は、日本（36.1%）、エジプト（17.5%）に続く第3位の17.0%だった（表4参照）。さらに貿易収支から見れば、総収支が194.9万新台湾元の赤字という中で、香港との収支は63.7万新台湾元の黒字であるとともに、事実上の英国植民地だったエジプトやマラヤに対してもそれぞれ105.2万新台湾ドル、34.8万新台湾ドルの黒字であった（表5参照）。また、この時期の台湾は大量の軍政関係人員が流入し、物資の供給は不足し、紙幣の増発と相俟ってインフレーションが加速的に進行していた³⁵。これらのことを考慮すれば、当時の台湾経済にとって対英貿易の重要性をうかがい知ることができよう。

第105回院会における中国承認国との通商関係を維持するとの方針は対象国を英国に限定せず「中共政権を承認した国」としており、他の経済的に関係の深い国々にも適用できるようになっていた。このことから国府が、近い将来において英国だけでなく米国や日本といった経済的に関係の深い国々との外交関係断絶を想定するなど、自らを取り巻く国際的な状況に強い危機感を抱いて生き残りを模索していたことがうかがえる。

とはいえ、外交関係断絶国との通商・交通関係の維持は、無条件のものではなかった。まず、ソ連をはじめとする共産諸国が除外され、外交関係断絶後の国府に対して非友好的な国についても対象外とされた。さらに断交後の国府に対する態度が比較的友好的な国にしても、国府にとっての政治・経済的な必要性や将来の関係などを考慮して関係を維持するかどうかを決定するとし

（表3）台湾の輸入額上位国・地域（1950年）〔単位：百万新台幣ドル〕

順位	国名	輸入	総額に占める割合 (%)
第1位	日本	253.1	31.8
第2位	米国	147.7	18.6
第3位	中国本土	106.4	13.4
第4位	オーストラリア	40.1	5.0
第5位	香港	38.5	4.8
第6位	英国	25.8	3.2
第7位	インド	25.2	3.1
総額		793.9	---

出典：『中華民国年鑑』民国40年版（中華民国年鑑社・台北、1951年）、484-485頁。

（表4）台湾の輸出額上位国・地域（1950年）〔単位：百万新台幣ドル〕

順位	国名	輸出	総額に占める割合 (%)
第1位	日本	216.5	36.1
第2位	エジプト	105.3	17.5
第3位	香港	102.2	17.0
第4位	英領マラヤ	40.6	6.7
第5位	米国	33.2	5.5
第6位	韓国	22.2	3.7
総額		599.0	---

出典：前掲『中華民国年鑑』民国40年版、488-489頁。

（表5）台湾と主要国・地域との貿易収支（1950年）〔単位：百万新台幣ドル〕

国名	輸出	輸入	収支
日本	216.5 (第1位)	253.1	-36.6
エジプト	105.3 (第2位)	0.1	105.2
香港	102.2 (第3位)	38.5	63.7
英領マラヤ	40.6 (第4位)	5.8	34.8
米国	33.2 (第5位)	147.7	-114.5
英国	8.9 (第10位)	25.8	-16.9
総額	599.0	793.9	-194.9

*「輸出」欄内の順位は台湾の輸出総額に占める割合の順位を示す。

出典：前掲『中華民国年鑑』民国40年版、484-489頁を参考に筆者作成。

ていたのである³⁶。

さらに、外交関係断絶国との通商・交通関係を維持するとの方針に基づき法的整備が進められ、院会において、外交関係のない国の船舶や航空機が中華民国の領海・領空を出入りする際の諸手続きを規定した「与中華民国無外交関係国家之商船及民用航空器出入境臨時規則」、外交関係のない国との通商について規定した「中華民国与無外交関係国家通商臨時弁法」、外交関係のない国の国籍保有者の中華民国への出入国などについて規定した「与中華民国無外交関係国家人民来華入境過境簽證弁法」の3法規が制定される。

「商船及民用航空器出入境臨時規則」「通商臨時弁法」の2法規は、12月21日の第105回院会における外交部の提案に基づき、外交部・交通部・財務部+台湾省政府の合同起草会議（台湾省政府は、英国政府との領事関係のカウンターパートを担うこととなったことを受けて、1月14日の第110回院会において合同会議に加わることが決定³⁷）を経て、2月1日の第114回院会で制定された³⁸。また「来華入境過境簽證弁法」は、1月14日の第110回院会において外交部により提案がなされ、外交部・内政部・僑務委員会の合同起草会議を経て、3月8日の第120回院会において制定された³⁹。

これら3法規の起草過程でもっとも焦点となったのは「通商臨時弁法」の条文で、外交関係断絶に伴い各種通商条約が失効する中で、台湾からの輸出品が不利な待遇を受けないよういかに担保するかということであった⁴⁰。その結果、同弁法では、互いに相手国が自国に対して同様の待遇を享受するという相互主義の原則に基づくことが明記されることとなったのである（第2条）。このことから、これら3法規は名称上では「外交関係のない国家」との通交関係を規定したものであるが、想定する主な適用対象が外交関係断絶国だったことは明らかである。

第4節 英国との領事関係の継続と在英領実務機関の設置

国府が英国政府との外交関係断絶に備えて準備を進める中、英国政府がついに中国政府承認に踏み切る。1950年1月5日、英国政府は鄭天錫駐英大使を外務省に呼び出し、翌日正午に中国政府承認を発表することを通告してきたのであった⁴¹。しかし英国政府は、国府との外交関係断絶は避けられないとしつつも、「地方政府との事実上の関係（*de facto relation with local administration*）」を維持したいとして、在淡水領事館を存続させて台湾省政府との間で領事関係を維持することを提案してきた⁴²。地方政府との領事関係という形式をとってはいたものの、英国政府は事実上、国府との関係を維持しようとしたのである。

英国政府が国府との領事関係を維持した背景には、台湾との通商関係を維持したいとの思惑とともに、それに伴う台湾における英国国民の投資や利益の保護を目的としていた。こうした背景は、英国政府が国共内戦期後半に解放軍制圧地域において領事館を維持した意図と本質的に同じだった⁴³。

一方、国府側は、12月21日の第105回院会において中国政府を承認した国とも可能な限り通商関係を維持するという方針をすでに決定しており（この方針の背景には、英国との関係断絶、

とりわけ通商・交通面で台湾と密接だった香港との関係断絶が懸念されていたことがあったのは前述の通りである）、外交関係断絶後も英国と通商関係を維持することに異存はなかった。

領事関係の維持については、台湾省政府との領事関係という変則的なものにもかかわらず国府側が英国の提案を受け入れた背景には、12月18日に王世杰（元外交部長。同会合後の1950年3月、蒋介石の総統復帰に伴い総統府秘書長に就任）によって主宰された「談話会」における結論が強く作用したと思われる。葉公超外交部長もメンバーだった同会合では、「英国集団」の中国政府承認に対する対応について討論された結果、(1) 英国政府に対して在華領事館の閉鎖を迫らない、(2) 外交関係断絶後も在英領内の各領事館を自動的・自発的には閉鎖しないといった結論が出され、蒋介石に提出されたのである⁴⁴。(1)の結論については外交関係断絶後の英国との通商関係の維持・促進という経済的な目的に基いて、領事官の有する商務官的な役割を重視した措置であり⁴⁵、(2)については、とりわけロンドンや香港において、英国政府・香港政庁との政治・経済問題に関する交渉や情報の収集といった事実上の大使館機能を保持することを目的とした措置だったと思われる（後述）。

英国領内の領事館を維持するとの方針については、英国政府側がこれを認めなかったため、ロンドン、シンガポール、クアラルンプールなどの各領事館は在ロンドン大使館とともに1月14日に閉鎖された⁴⁶。また、香港の外交部駐広東広西特派員公署香港弁事処および簽證貨單専員弁事処についても、前者は英国政府が中国政府承認・対国府外交関係断絶を発表した翌日の1月7日に閉鎖が宣言され⁴⁷、後者は2月28日に閉鎖された⁴⁸。

しかし外交部は、英国領内の在外公館を閉鎖する一方で、外交関係断絶直後から英国政府に対して、ロンドン、香港における「代理人 (agent)」や「代表機構」の設置を求めているのである⁴⁹。外交部はこのような「代理人」「代表機関」について、英国政府との政治・経済的問題に関する交渉や現地における情報の収集・報告といった機能を重視しており⁵⁰、目的は明らかに事実上の大使館機能の保持であった。

その結果、ロンドンについては3月17日、英国外務省が、鄭天錫前駐英大使の秘書だった李潤明のロンドン滞在や事務所の開設、暗号電文の使用などに同意することを口頭にて伝達してきた⁵¹。ただし、英国側は連絡員・事務所の位置づけはあくまで「非公式 (unofficial)」なものとし、国府と何らかの接触を行う場合、淡水の英国領事（淡水ルート）を通じて行うことも通告していた⁵²。

また香港については、蒋介石の特使として香港を訪問した杭立武（教育部長）が4月22日にグランサム (Alexander Grantham) 総督と会談した際に、香港政庁側から連絡員の設置に同意する旨が伝えられ、駐広東広西特派員公署香港弁事処が存続することとなった⁵³。なお外交部は、中国政府の反発を警戒する香港政庁によって同弁事処の設置を拒否されることや台湾 - 香港間の通交に支障が出ることを懸念して、同弁事処を非公式・非公開な機関とした⁵⁴。

外交部がこの時期に他の外交関係断絶国（例えばインドやスイス）に対して同様の機関の設置を求めた例や実際に設置した例は目下のところ確認されておらず、領事館や「代表機関」の設置を企図していたのは英国領内に限定されていたようである。このことは、国府側が香港の経済・

交通的な価値と、国際社会における英国の影響力とを高く評価していたことの証左と言えよう。

英国政府がロンドンや香港におけるこのような国府の「代理人」「代表機構」の設置に同意した背景には、英国政府が国府との政治・経済的な関係が完全に途絶えることを望んでいなかったことがあった。またとくに香港については、国府が香港に対する脅威ではなかった上に友好的・協調的であったこと、中華人民共和国政府成立以前、事実上香港における中国共産党を代表する機関として新華通信社分社の設置を認めていたことを考慮しての措置であった⁵⁵。しかし、依然として人民解放軍による「台湾解放」の可能性があったことや、また中国政府との一層の関係悪化を引き起こしかねないことから、英国政府は朝鮮戦争勃発後も国府側との関係をこれ以上拡大させようとはしなかったのである⁵⁶。

また、外交部が懸念していたこととして、中華民国国籍保有者とりわけ国府官員の香港入国・トランジット問題があった。1月12日、ビッグズ(E.T. Biggs)駐淡水英国領事が「私的表敬」の形式で尹葆宇外交部駐台湾特派員の元を訪問した際にこれらの点について意見交換が行われた。

ビッグズは「個人的な意見」としながら(1)英国政府は今後、国府が発行する「旅行証明書」を承認することはできないので、淡水の英国領事館がこれに代わる証明書を発行する、(2)政府官員に対する入国ビザ発給審査の簡略化といった便宜供与に関して、台湾省政府官員についてはこれまで通り認めるが、国府官員については供与できない(ただし、しばらく状況を見た上で斟酌する)、(3)国府官員のトランジット時における機密文書の携帯や開披・検査の免除といった便宜供与については、在淡水英国領事館員が享受するものと平等互惠の原則で処理する、といったことを提示した⁵⁷。すでに外交関係を断絶していることから「私的意見交換」の形をとっているものの⁵⁸、事実上の英国政府からの提案であったと言えよう。国府にとっても、決して満足のいくものではないにせよ目的には合致しており、このビッグズ-尹会談で提示された条件が、中華民国国籍保有者や国府官員の香港入国・トランジット問題の処理原則となったと思われる。

おわりに

以上、各国の中国政府承認・対国府外交関係断絶が相次ぐ中、英国の中国政府承認の動きを契機として、国府が英国との領事関係や外交関係断絶国との通商・交通や維持を模索し始め、「中華民国与無外交関係国家通商臨時弁法」などの3法規が制定されるまでの過程を見てきた。本稿での考察を通して、1950年初頭における国府と外交関係断絶国の関係について、以下の点を明らかにすることができた。

中華人民共和国成立直後、中国政府承認国に対して外交関係断絶を繰り返していた国府だったが、英国やインドをはじめとする非共産諸国による地滑り的な中国政府承認の観測が強まった12月中旬から下旬を境に、このような強硬姿勢を変化させ外交関係断絶国との関係についていくつかの方針を策定した。まず外交関係保有国が中国政府を承認した際の対応について、インドによる承認以降、その行為を強く批判しながらも「外交関係断絶」を明示せず「大使館の引き揚げ」などを表明するだけにとどめるようになる。これは、中国政府承認国のうち反共的・民主的な国

については将来、国内政治状況や国際環境の変化によって対国府政策が好転する可能性があるとして、外交関係回復の余地を残したためであった。

また英国をはじめとする外交関係断絶国との通商・交通関係については、可能な限りこれを維持するとの方針を定め、「中華民国与無外交関係国家通商臨時弁法」といった関連法規の整備が推し進められる。その背景には、直接的には英国との外交関係断絶に伴う、通商・交通などの面で台湾と密接な関係にあった香港との断絶に対する懸念があったのだが、近い将来における米国や日本といった経済的関係の深い国々との外交関係断絶に対する危機感のあらわれでもあった。ただし、外交関係断絶国との通商・交通関係の維持は、無条件のものではなかった。ソ連をはじめとする共産諸国や国府に対して非友好的な国は対象外とされ、また国府にとっての政治・経済的な必要性や将来の関係などを考慮するとされたのである。

外交関係断絶後も英国との間で領事関係が継続されたことについては、直接的には英国政府側の提案に基づくものだったが、国府側も事前に、英国政府の在華領事館の存続を容認するとともに、英国領内における領事館を維持するとの方針が形成されていた。前者の方針は、外交関係断絶後の英国との通商関係の維持・促進という経済的な目的に基いて、領事官の有する商務官的な役割を重視したための措置であり、後者はとくにロンドンや香港において、英国政府・香港政庁との政治・経済問題に関する交渉や情報の収集といった事実上の大使館機能を保持することを目的とした措置だったと思われる。

国府は英国政府との外交関係断絶後、ロンドンおよび香港に事実上の外交機関を設置したが、当初からこのような機関の設置を企図していたわけではなかった。上記のように、国府側は本来、英国領内における領事館の存続を模索していたのだが、英国政府がこれを認めなかったため、両国間の政治・経済問題に関する折衝や現地における情報収集などを目的とした「連絡員」「代表機関」の設置を求めたのである。これらの実務機関は、ロンドンについては英国側の要請により、香港については中国政府の反発を警戒する香港政庁に対して配慮した外交部の判断により、それぞれ非公開・非公式の機関となった。ただし、この時期の外交部が英国以外の外交関係断絶国に対して領事館の存続を模索したり、あるいはこのような事実上の外交機関の設置を求めたり実際に設置した形跡は目下のところ確認されておらず、国府側が英国の国際社会における政治・経済的な影響力を高く評価していたことの証左と言えよう。

注

- 1 本稿では、中華民国政府とは1925年に成立し1928年に国際的に承認された南京政府以降の中華民国政府を指しており、その実効支配領域や国際的承認の変化を問わず、本稿では国府と表記する（1949年12月の台湾移転以降の中華民国政府を台湾政府と表記することがある）。また、台湾とは、1895年に日本が清朝から割譲を受け、1945年に中華民国政府が接収した地域、および台湾移転以降の中華民国政府が実効支配を続けている全領域のことを意味する（以上の解釈について詳しくは、松田康博『台湾における一党独裁体制の成立』慶應義塾大学出版会、2006年、19-20頁を参照）。
- 2 国府と英国政府の外交関係断絶についての代表的な研究としては、さしあたり以下のものがあげら

れよう。〔1980年代以前の文献〕Evan Luard, *Britain and China* (London: Chatto & Windus, 1962); Brian Porter, *Britain and the Rise of Communist China: A Study of British Attitudes 1945-1954* (London: Oxford University Press, 1967).〔英国・米国政府が外交文書を公開した1980年代初頭以降の文献〕David C. Wolf, “To Secure a Convenience: Britain Recognizes China - 1950,” *Journal of Contemporary History*, Vol. 18 (1983); Edwin W. Martin, *Divided Counsel: The Anglo-American Response to Communist Victory in China* (Lexington: University Press of Kentucky, 1986); Zhong-Ping Feng, *The British Government's China Policy 1945-1950* (Staffordshire: Keele University Press, 1994); 細谷千博『サンフランシスコ講和への道』(中央公論社、1984年)。なお、以上の研究は英国政府による中国政府承認という視点から国府と英国政府の外交関係断絶を取り上げたものであり、断交後の両者の関係については、領事関係が継続されたことや淡水の英国領事館が存続されたことに触れている程度である。国府と英国政府の外交関係断絶の過程そのものおよび断絶後の両者の関係について着目した実証的な研究は、Steve Tsang, *The Cold War's Odd Couple: The Unintended Partnership between the Republic of China and the UK, 1950-1958* (London: I.B. Tauris & Co Ltd, 2006)が現状ではほとんど唯一のものと言えよう。ただし、Tsangは外交関係断絶後も継続された領事関係や淡水の英国領事館の存続、国府がロンドン・香港に設置した実務機関については詳細に検証しているものの、国府が腐心していた通商・交通関係の維持についてほとんど注意が払われていない。また、1950年代国府外交に関する通史としてはさしあたり以下のものがあげられるが、外交関係断絶国との実務関係についてはほとんど検討が加えられていない。衛藤藩吉他共著『中華民国を繞る国際関係：1949-65』(アジア政経学会、1967年)、高朗『中華民国外交関係之演変』(五南図書出版公司・台北、1993年)、戴天昭『台湾戦後国際政治史』(行人社、2001年)、国史館中華民国史外交志編纂委員会編『中華民国史外交志』(国史館・台北県、2002年)。

- 3 本稿では主に国史館〔台湾〕所蔵の档案を用いた。台湾移転後の中華民国外交部の档案は国史館において公開されているが、すべてが公開されているというわけではない(国史館をはじめとする台湾の文書館については、中村元哉「台湾史料調査報告<1997年7月~8月>——言論政策に関する档案の紹介を中心として」『近きに在りて』第32号、1997年11月、川島真「台湾史をめぐる档案史料論——档案の『視線』」台湾史研究部会編『台湾の近代と日本』中京大学社会科学研究所、2003年などを参照)。英国との外交関係断絶に関する外交部档案についても、管見の限り『英匪関係案』(目録統一番号172-4、案巻番号0789-5。以下、0789-5と略記)が公開されているだけで、しかも同ファイルは駐英大使館からの電報が中心で、外交部内部における議論や政策決定過程を明らかにする文書はあまり収録されていない。このような史料的な制約から、本稿では主に『行政院會議議事録精裝本清冊』(目録統一番号105-1)を用いた。ただし、「立法院に提出すべき法律案…条約案およびその他の重要事項または各部会に渉る共同関係事項を、行政院會議に提出して議決しなければならない」(『中華民国憲法』第58条)との規定から、行政院會議における議論や決定が一定の役割・影響力を有していたことは確かであろうが、行政院會議が対英断交、ひいては国府の外交政策においてどの程度主導的な役割を果たしていたのかについては、さらなる検討が必要であろう。また本稿では、国府の外交政策決定過程における、外交部や行政院、国民党などの組織やあるいは蒋介石をはじめとする高級幹部といったアクターのコミットの度合いや影響力、相互作用などについても十分な検討を施しているとは言えない。いずれも今後の課題としたい。

4 *New York Times*, 4 Oct, 1949.

5 “Statement by President Truman,” U. S. Dept. of State, *The Department of State Bulletin*, Vol.22, No.550 (16 Jan, 1950), p.79. (邦訳は「トルーマン大統領の台湾問題に関する声明」日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』第3巻、日本国際問題研究所、1969年、36頁。)

6 “Crisis in Asia-An Examination of U.S. Policy,” *ibid*, Vol.22, No.551 (23 Jan, 1950), pp.111-118.

(邦訳は「ナショナル・プレスクラブにおけるアチソン國務長官の演説」神谷不二編『朝鮮問題戦後資料』第1巻、日本国際問題研究所、1976年、402-403頁。)なお、中華人民共和国政府成立前後におけるトルーマン政権の対国府政策に関する代表的な先行研究は以下のものがあげられよう。Dorothy Borg and Waldo Heinrichs eds., *Uncertain Years: Chinese-American Relations, 1947-1950* (New York: Columbia University Press, 1980); Nancy Bernkopf Tucker, *Patterns in the Dust: Chinese-American Relations and the Recognition Controversy, 1949-1950* (New York: Columbia University Press, 1983); June Grasso, *Truman's Two-China Policy: 1948-1950*

- (New York: M.E. Sharpe, 1987); Douglas Brinkley ed., *Dean Acheson and the Making of U.S. Foreign Policy* (Basingstoke: Macmillan, 1993); 山極晃「トルーマン政権の台湾政策」『米中関係の歴史的展開：1941年～1979年』（研文出版、1997年）。
- 7 「与我国有国交之国家一覧表」『中華民國年鑑』民国40年版（中華民國年鑑社・台北、1951年、388～389頁）および表1、2を用いて筆者が算出。なお、この他に外交関係未樹立ながらも国府を承認している国が12カ国あった。
 - 8 いわゆる「別に一家を構える（另起炉灶）」といった、成立直後の中華人民共和国政府の対外関係に関する「三大決策」については、「中国人民政治協商会議共同綱領（第7章外交政策）」中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編』第1冊（中央文献出版社・北京、1992年）、13頁および裴堅章主編『中華人民共和國外交史1949-1956』（世界知識出版社・北京、1994年）、2-7頁、謝益顯主編『中国当代外交史（1949 - 2001）』（中国青年出版社・北京、2002年）、2-39頁などを参照。
 - 9 Wolf, *op. cit.*, p.302.
 - 10 Lamb to Bevin, 18 Nov 1948, S.R. Ashton, G. Bennett and K.A. Hamilton eds., *Documents on British Policy Overseas* (以下、DBPOと略記する), Ser.1, Vol.8 (London: Whitehall History Publishing, 2002), pp.165-167.
 - 11 Wolf, *op. cit.*, p.304.
 - 12 Memorandum by Bevin [CP(48)299 CAB129/31], 9 Dec 1948, DBPO, Ser.1, Vol.8, pp.170-186.
 - 13 Cabinet Conclusions [CM(48)80 CAB128/13], 13 Dec 1948, DBPO, Ser.1, Vol.8, pp.187-189.
 - 14 Memorandum by Bevin [CP(49)39 CAB129/32], 4 Mar 1949, DBPO, Ser.1, Vol.8, pp.208-220.
 - 15 Luard, *op. cit.*, p.68. なお、主要国の大使で国府の広東移転に同行したのはソ連大使だけであった。
 - 16 *Ibid.*, p.73.
 - 17 蒋介石はこの時期の『一週反省録』に「軍艦アメジスト号が共匪の砲撃を受けて死傷者100人余を出したにもかかわらず、英国政府は共匪に対して逆に秋波を送り、友好関係の構築などと媚びへつらっている。また、聞けば英国は共匪政府を承認しようとしており…（省略）…いささかの道義や廉潔さもない」などと記している（『事略稿本』（1949年4月30日）国史館所蔵『蔣中正總統文物函書』）。また、当時、国府の駐米大使としてワシントンに駐在していた顧維鈞は英国政府の中国共産党政権承認問題への対応について、本国政府はすでに49年5月には早期承認賛成との態度が十分明確だったと回顧している（中国社会科学院近代史研究所訳『顧維鈞回憶録』第7分冊、中華書局・北京、1988年、408頁）。なお、顧は1920～1922年に公使として、1941～1946年には大使として英国に駐在するなどしていたため、同国の政財界に知己が多く政情にも詳しく、ワシントンにいらながらも英国政府の中国政府承認の動きについて外交部にしばしば報告を寄せていた。
 - 18 Luard, *op. cit.*, p.74.
 - 19 顧、前掲書、414頁。なお、英内閣が中国政府承認を正式に決定するのは12月15日のことである（後述）。英国政府内では承認問題について、8月から9月にかけて、それまでの米国政府と協調していくとの方針が変更され、米国が承認を行わなくとも英国は承認を実行するとの方針が形成され、具体的な承認日は未定ながらも、承認が事実上決定されていく。8月から9月にかけての英国政府内におけるこのような動きについて詳しくは以下を参照。Martin, *op. cit.*, pp.63-70; Lanxin Xiang, "The Recognition Controversy: Anglo-American Relations in China, 1949," *Journal of Contemporary History*, Vol. 27 (1992), p.326.
 - 20 顧、同上書、415頁および民国38年9月17日発「顧維鈞電蔣中正訪英貝文彼謂英美对我已往措置有欠合作甚失望等」国史館所蔵『蔣中正總統革命文献——对英、印外交』冊号48、101-102頁。
 - 21 広州陥落を受けて、ベヴィンは10月24日、内閣に対して中国政府承認を勧告するポジション・ペーパーを提出し（Cabinet paper by Bevin [CP(49)214 CAB129/37], 24 Oct 1949, DBPO, Ser.1, Vol.8, pp.397-402）、これを受けて12月15日、内閣は正式に中国政府承認を決定するとともにその承認実行日を1月6日とした（Wolf, *op. cit.*, 317）。
 - 22 民国38年12月19日発「羅家倫電蔣中正印度決定卅日承認中共英国内定一月二日」前掲『蔣中正總統革命文献——对英、印外交』冊号49、198頁。
 - 23 民国38年12月23日「葉公超函黄少谷为防範承認中共由本部電令各駐外使節分別發出声明」前掲『蔣中正總統革命文献——对連合国外交』冊号51、406頁。
 - 24 「討論事項：我国与巴基斯坦樹立外交關係案」〔提案者記載なし〕「第102次議事録」（民国38年12月14日）国史館所蔵行政院档案『行政院會議議事録精裝本清冊』台第001冊。

- 25 「報告事項：外交部呈報弁理我国承認印尼連邦政府情形案」第 114 次議事録」(民国 39 年 2 月 1 日) 前掲『行政院會議議事録精裝本清冊』台第 001 冊。
- 26 民国 38 年 12 月 28 日「葉公超函黃少谷瑞典已決定承認中共政權」前掲『蔣中正總統革命文獻——對連合国外交』冊号 51、410 頁。
- 27 民国 39 年 1 月 5 日「駐挪威大使館電蔣中正外次約晤謂挪威政府決定隨英國」前掲『蔣中正總統革命文獻——對連合国外交』冊号 51、414 頁。
- 28 前掲「第 114 次議事録」(民国 39 年 2 月 1 日)。
- 29 国府のソ連など 4 カ国に対する外交關係断絶聲明については、前掲『中華民國年鑑』民国 40 年版、385 頁、あるいはソ連：『中央日報』(台北) 1949 年 10 月 4 日、第 1 面、チェコスロヴァキアおよびポーランド：『中央日報』10 月 6 日、第 1 面、ビルマ：『中央日報』12 月 20 日、第 1 面をそれぞれ参照。
- 30 国際法的には、「外交關係の断絶」は通常その旨の明示的意思表示がなされた時をもってはじめて断絶に至るものであり、常設使節団の引き揚げは必ずしも外交關係断絶を意味しないとされている(国際法事例研究会『外交・領事關係』慶応大学出版会、1996 年、18 頁)。
- 31 「報告事項：印度政府承認中共偽政權及外交部處理情形案」第 109 次議事録」(民国 39 年 1 月 11 日) 前掲『行政院會議議事録精裝本清冊』台第 001 冊。同議事録では、インド政府の中国政府承認に対する外交部聲明について「外交使節の召還を宣言することとめて、断交については言及せず」との説明がなされており、国際法的には正式な外交關係断絶ではないことが強調されている。同議事録ではインド政府への対応についてしか触れていないが、表 2 記載のインド以下のすべての外交關係保有国に対しても、外交部が発表した聲明では「大使館の引き揚げ」や「大使の召還」が宣言されているだけで(ノルウェーやデンマークなど一部の国に対しては聲明なし)、ソ連をはじめとする共産諸国やビルマに対してのように「外交關係断絶」は明示されていない。このことから、この時期の国府は「外交關係断絶」を明確に聲明していない非共産諸国については、インド同様、外交關係回復の余地を残していた可能性が高いと考えられる(なお、「第 109 次議事録」は「議事録」とはなっているものの出席者名簿や審議記録などは記載されておらず、インド政府への対応についても上記のような内容の「簽注」が記載されているだけである)。また、第 109 回院会で提示されたこのような方針との関連は明確ではないが、同年 8 月に策定された民国 40 年度(1950 年 10 月～1951 年 9 月)行政院施政計畫の外交部分には「[ソ連集團を除く]中共偽政權を承認した国家との連携の可能性を保持する」との一文が盛り込まれている(『行政院 40 年度施政計畫綱要』「第 144 次議事録」前掲『行政院會議議事録精裝本清冊』台第 007 冊)。
- 32 「討論事項：外交部葉部長提我国對於承認中共政權之國家於断絶外交關係後應否繼續維持商業關係案」第 105 次議事録」(民国 38 年 12 月 21 日) 前掲『行政院會議議事録精裝本清冊』台第 001 冊。なお、本「議事録」も案件と簡単な決議内容が記されているだけで、同院会の出席者名簿や審議過程での発言記録などは記載されていない。
- 33 「討論事項：外交部提為維持並加強節制我国与承認中共偽政權各國間之商務及交通關係擬具規章草案二種提請審議決定促速頒行案」第 110 次議事録」(民国 39 年 1 月 14 日) 前掲『行政院會議議事録精裝本清冊』台第 001 冊および「説明：擬訂此三項規則及弁法之目的及原則」国史館所藏華民国外交部档案『与無邦交國家通航及通商法令案』(目録統一編号 172-3、案卷編号 1468。以下、1468 と略記)。なお、同「説明」には同「討論事項」が添付されておりまた内容的にも一致することから、同「説明」は第 110 回院会に外交部が提出した資料と思われる。
- 34 当時の日本は連合国最高司令官總司令部(GHQ)統治下にあり、1950 年 9 月に締結されたいわゆる「日台貿易協定」も国府と GHQ の間で取り交わされたものであった。この時期の日台貿易や「日台貿易協定」については、廖鴻綺『貿易与政治：日台間的貿易外交(1950-1961)』(稻郷出版社・台北県、2005 年)を参照。
- 35 劉進慶『戦後台湾經濟分析』(東京大学出版会、1975 年)、70 頁。
- 36 前掲「説明：擬訂此三項規則及弁法之目的及原則」。
- 37 前掲「討論事項：外交部提為維持並加強節制我国与承認中共偽政權各國間之商務及交通關係擬具規章草案二種提請審議決定促速頒行案」。なお、本「議事録」も出席者の発言や修正箇所などが記載されていない。
- 38 「討論事項：外交部呈復關於維持並加強節制我国与承認中共偽政權各國間商務及交通關係臨時規則草案二種審查意見案」第 114 次議事録」(民国 39 年 2 月 1 日) 前掲『行政院會議議事録精裝本清冊』

- 冊』台第001冊。
- 39 「討論事項：外交部呈擬与中華民國無外交關係国家人民來華入境過境簽證弁法案」〔第120次議事録〕（民国39年3月8日）前掲『行政院會議議事録精裝本清冊』台第002冊。
 - 40 民国39年1月20日「關於維持並加強節制我国与承認中共偽政權各国間之商務与交通關係臨時弁法案草案審查會議記錄」前掲1468。
 - 41 英国政府が中国政府を承認した理由については、先行研究の多くが、中国共産党がほぼ中国全土を制圧したという状況に加えて、(1) 植民地香港の維持、(2) 中国との通商関係の確保、(3) 早期承認によって中国のソ連依存（＝ソ連の中国支配）を抑制、(4) 東南アジアにおける華僑の反応に配慮といった複合的な要因を指摘している。ただし、どの要因をもっとも重視するかについては先行研究の中でも意見が分かれ、例えばWolfは(2)を、Fengや細谷は(3)をそれぞれもっとも重視している（Wolf, *ibid.*, p.321; Feng, *ibid.*, p.128; 細谷、前掲書、83頁）。
 - 42 民国39年1月6日収「外交部収電」前掲『蔣中正總統革命文獻——對英、印外交』冊号49、123-124頁および前掲「關於英承認中共後、我国政府機關對英使領館人員態度事」。
 - 43 Martin, *op. cit.*, p.104; Tsang, *op. cit.*, p.76.
 - 44 民国38年12月20日黄少谷呈蔣中正「其与王世杰葉公超等商討倘英承認中共我应有之措施結論」前掲『蔣中正總統革命文獻——對英、印外交』冊号49、116-118頁。添付されている「談話会記録」によれば、同会合は王世杰の主催で、徐柏園（中央銀行副總裁）、陶希聖（国民党宣傳部次長）、黄少谷（行政院秘書長）、沈昌煥（元外交部禮賓司長）、谷正綱（国民党總裁弁公室第1組組長）、葉公超（外交部長）が出席していた（肩書きは筆者の調べによるもの）。同「談話会」は非公式な会合のようだが、出席者の顔ぶれや「結論」が蒋介石に提出されていることからその「結論」は国府側の対応に強い影響を与えたものと思われる。なお、同「談話会記録」には出席者および結論が記載されているだけで、各出席者の発言といった「結論」が導き出される過程や「結論」の意図・目的などに関する記録は記載されていない。
 - 45 外交部の内部文書では、對英外交關係断絶後の英国領事官の扱いについて、「領事官員はもともと商務官的な性質を有しており、すぐさま退去を強いる必要はない」との説明がなされている（民国39年1月11日「關於英承認中共後、我国政府機關對英使領館人員態度事」前掲0789-5）。
 - 46 前掲『中華民國年鑑』民国40年版、348-349頁。
 - 47 『中央日報』1950年1月8日、第2面。
 - 48 前掲『中華民國年鑑』民国40年版、348-349頁。
 - 49 民国39年1月15日發「外交部収電」前掲0789-5、民国39年2月10日發「外交部電稿」同0789-5。
 - 50 民国39年2月23日發、外交部駐廣東廣西特派員公署香港弁事処電稿、前掲0789-5。
 - 51 民国39年3月29日収「外交部収電」前掲0789-5。
 - 52 民国39年3月30日収「來函呈閱表」（鄭天錫が外交部に提出した報告書簡）前掲0789-5。なお、台湾政府が英国政府の同意を得て、公開の代表機關として「自由中国中心」を設置するのは1963年9月のこととなる。ただし、公開開設当初の同中心は行政院新聞局の管轄で、責任者には元中央社駐英国特派員の王家松が任命された。外交部が責任者を任命・派遣するようになるのは1980年12月以降である（中華民國外交部檔案資訊處『中華民國駐外代表處・弁事処歷任館長銜名年表』中華民國外交部・台北、1998年、71頁および『連合報』・台北、1994年8月19日、第39面）。
 - 53 民国39年4月29日發「杭立武呈蔣中正向香港總督提出中英關係說話基礎五點意見請報告英府及陳述在港一般見聞」国史館所藏『蔣中正總統特交檔案』JPEG檔08A-01720。
 - 54 民国39年2月23日發、外交部駐廣東廣西特派員公署香港弁事処電稿、前掲0789-5。なお、香港における台湾政府の公開の代表機關としては、1973年3月に「中華旅行社」が設立され、駐廣東廣西特派員公署香港弁事処の機能を引き継いだ（前掲『中華民國駐外代表處・弁事処歷任館長銜名年表』、7頁および衛民『台港關係：機制及發展』業強出版社・台北、1992年、3頁）。
 - 55 Tsang, *op. cit.*, pp.46-47.
 - 56 *Ibid.*, p.48.
 - 57 民国39年1月16日収、外交部駐台湾特派員公署電稿、前掲0789-5。
 - 58 淡水の英国領事館は存続していたものの、1950年代を通して英国領事は領事職務執行の認可状を国府から受けておらず、法的には国府は英国領事を認めていなかったことになる（時事通信社外信部『北京・台湾・國際連合』時事通信社、1961年、143頁）。